

広報「ふじみ」が『くらしの情報』と『町の話』をお届けします

広報 ふじみ

2015年1月 平成27年 No.538

巻頭 新年のご挨拶

主な内容

- 02 巻頭：新年のご挨拶
- 04 住民懇談会の報告
- 06 区長・集落組合長の紹介 他
- 07 年金だより 他
- 08 住民税・所得税の申告情報
- 11 軽自動車税の税率変更
- 12 教育委員会だより
- 22 中学生の税についての作文
- 24 富士見の景観

現代社会において、パソコンの急速な普及により自分の手で文字を書く機会が極端に減りました。「書き初め」は日本語の美しさを生で知ることができる大事な行事でもあります。年の初めにあたって、心豊かに硯に向かい、筆を執ってみてはいかがでしょうか。

謹賀新年

富士見町長 小林一彦

平成二十七年の新春を迎えるにあたり、ご挨拶を申し上げます。

昨年は、二月に未曾有の豪雪被害に見舞われ、除雪や倒壊した農業ハウスの復旧、また国道20号線に立往生した車内の451名にも及ぶ帰宅困難者に対し避難所を各地設けていただき、全員無事に避難できたことに対し、町民の皆様のご辛抱とご協力に深く感謝いたします。この大災害を教訓に、さらに防災力を高める所存です。

国政も暮れに押し迫った時期での突然の解散がありましたが、選挙結果により、さらに地域創生、復活という重点施策は強力に推し進められることが期待でき、富士見町もその流れに沿ってスローガンの「まち・ひと・しごと」作りに挑戦したいと考えています。様々な改革的施策につき、町民の皆様と十分な理解を深め、進める所存ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

皆様にとって、今年がより良い年になることを祈り、新年のご挨拶とさせていただきます。

富士見町議会議長 織田昭雄

輝かしい初春を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。新しい年が富士見町に繁栄をもたらす素晴らしい年になりますよう、心からお祈り申し上げます。

昨年は富士見町では豪雪災害、県下では南木曾町の土石流、御嶽山の噴火、白馬村・小谷村を中心にした地震災害と連続した被害を受け、改めて自然の猛威の恐ろしさを思い知らされました。災害に対する自衛意識や危機管理の重要性に認識を新たにすると共に、この教訓を町の安心・安全のさらなる充実に活かさなくてはなりません。

平成二十七年度は、町も第五次総合計画が策定されます。さまざまな地域課題を議会としてもしっかり把握して、町の将来ビジョンを町民の皆様と共に新しい町づくりをしていく大切な年となります。四月には統一地方選挙が実施され、富士見町議会も改選を迎えます。行政と議会が車の両輪となり、町の未来の舵取りを住民の負託に応え、福祉の向上に努力する所存でございます。町民の皆様にはさらなるご指導を受け賜りますようお願いを申し上げ、皆様のご多幸、ご発展をお祈り申し上げまして新年のご挨拶といたします。

平成 26 年度 住民懇談会の報告

町民の皆様へ、町の 1 年間の事業成果と、今後の運営方針をご説明させていただくとともに、日頃の町政に対するご意見・ご質問をお伺いするための住民懇談会を、10 月 26 日から 10 月 30 日までの間、コミュニティ・プラザ、西山保育園、旧落合小学校、境小学校、本郷小学校の町内 5 会場で開催し、延べ 282 名（職員含む）の皆様にご参加をいただきました。

各会場での意見・質疑の中から主なものをご報告します。（重複したご意見は割愛させていただきます）

町内メガソーラー計画について

Q: メガソーラー富士見については遊休地が再生できたということで素晴らしい計画だと思うが、パネルは 1 年間で 1 パーセントから 2 パーセント劣化し、10 年間で 2 割から 3 割発電量が減っていくと思う。中部電力に送電する際には、インバーターで逆送電を行うが 10 年は持たないので、今 8 パーセント良いからといって 10 年間続く訳ではない。この対応は？

A: 20 年間のパネルの劣化については十分計算してあり、経済産業省のデータから表面上は毎年 1 パーセントの劣化を見込んで計算している。現時点で 0.5 パーセント以下であり、十分余裕がある状況です。

また、インバーターの部分ですが 10 年目に数千万かけて交換することになっています。このことは 20 年間計画に入っており、収支については、議会で納得いただいたうえの計画であり、抜かりがないと考えています。

高速バス乗り場駐車場拡幅について

Q: 高速バスの利用者が多く、午前 9 時頃には満車になってしまう。以前 20 台から 40 台に増やしてもらったが、それでも足りない状況なので、もう少し広く確保してもらえない

か。

A: 町民の皆様の利便性を考慮し、町が管理しているが、他市町村からの利用があったり、整備費用についても高速道路やバス会社から補助金をいただいている訳でもないため、非常に悩ましい問題であります。駐車場を拡幅するには経費もかかるため、難しい状況ではあるが検討していきたい。

テレワークオフィスについて

Q: 楽山荘は町の施設として企業に貸し出すのか、また、どのくらいの規模の企業を入れる予定なのか？

A: 土地建物は、今も武蔵野大学が所有しているものです。約 50 名規模のオフィスとしてリフォームを考えています。町が経営するのではなく、ここに入って来た方の 1 人か 2 人になるか分かりませんが、自分の仕事をしながら管理責任者として管理していく法人を作ってもらい、運営してもらおう予定です。

建物については当面町の予算と国の補助金をもらえるよう、調整しているところです。予算は 1 億 5000 万円ほどかかり、まずは町が投資をしたいと思っていますが、回収について本当にお客様が 50 人集まるのかが明確になってから、はっきりしていきたいと思います。将来を見込みながら建物の投資について検討していきますが、活性化していく見込みがあれば、スタートアップの町の投資として将来に繋げていきたいと考えます。

人口減少を防ぐことで回収するのか、何が何でも 10 年 20 年で回収するかについては、今後の課題でもあります。

区加入手引書について

Q: 茅野市では区加入の手引書を作成し配っている。富士見町でも、新たに転入して来た方等に区への加入促進を図るため、手引きの作成と今以上、区への加入について進めて欲しい。

A: 今町では、転入された方に該当地区の様子を記した資料をお渡し、区に加入することをご検討くださいとお願いしていますが、まだ積極的に行っているとは言えないところもあります。

過去に区長さんや役員の方の負担を減らそうと、区費を町が代行して集めるという発想がありましたが、実際には各区の実情に入れば入る程、違いが多く難しいということで、断念した経過があります。

新規就農の方や I ターンの方の関係も含め、ご提案いただきました「茅野市の手引書」という例は研究してみたいと思います。今後も知恵を出し合い、引き続きご協力いただきながら進めていきたいと思います。

健康寿命の延伸について

Q: 健康寿命の延伸についてや、高齢者クラブが無い状況について町にどのような形で相談すれば良いか。

A: 全区に紹介させていただきましたが高齢者クラブにつきましては、町から補助金を出し

ていきます。今年の途中から連合会の休会に伴い、単位クラブに補助金を出していくことに変更しました。

説明会を行ったところ 22 地区からお集まりいただき、19 地区が対象となりました。対象となっていない区も必要書類をご提出いただければ対象となりますので、ぜひご利用をお願いいたします。なお、常会単位の活動をしている高齢者の方の送迎については相談により、対応させていただきます。

また、健康寿命については「普段、外に出ない方をどうしていくのか」が対策となると考えます。まずは地域の支え合いの中で自然な交流の中から、その方を外に出すことを考える。外出できたことにより、引きこもりやうつ傾向が改善される方向に向かうと思えます。

また、各種検診も実施しています。あまりお受けにならない方には、保健師や包括支援センター等から個別のご連絡を差し上げ、健康相談等も行っています。それぞれ精度を上げてやっていくことで、富士見町の健康寿命を少しでも上げていきたいと考えています。

除雪費継続について

Q: 昨年 2 月の豪雪では国や町から災害として補助金交付があったが、今後も補助を検討してもらえるのか。また、除雪機購入費の補助や貸与等について検討しているか。

A: 豪雪により災害救助法が適用される以前に、町では各区長さんにお集まりいただき、町単独で除雪にかかった経費の上限 2 千万円まで補助することを決定しました。今後も降雪の状況に応じて災害となれば対応していくこととなります。

また、「各集落へ除雪機の購入補助を検討してほしい」というご提案もいただきました。除雪現場では、建設事業協同組合さんにもご苦勞いただいています。さらに町民の皆様も「協働のまちづくり」といった面から、全員で助け合いながらご努力いただいていますので、これについて現時点で補助金等は考えておりません。

また、国の宝くじの助成事業「コミュニティ助成事業」という制度があります。うまく活用していただければ除雪機の購入も可能です。全国的に大変人気の事業であり、順番の関係もありますが、まずは担当課にご相談ください。

廃屋問題について

Q: 跡継ぎもいなくなり、家が廃虚になった場合の町の対応は？

A: 廃屋の場合、所有者が県外に住んでいることが多く、危険な状態になっていても現状を理解していないため、「壊したくない」という意見になってしまい、町に相談してくることがあります。

逆に、大型の台風が接近した場合は大変危険な状態であるため、対応していただきたいことを伝えたところ、迅速に業者に依頼し解体していただいたケースもあります。まずは、地域から所有者に対し状況を伝え、確認してもらうことをお願いし、円満に解決していただきたいと思えます。

所有者との交渉が進まない場合は深刻な問題として、町と集落が一体となり所有者に対

し解体に向け、通知を出す等、お願いを続けている状況です。また、国が廃屋問題について研究する動きが出てきました。今後、何らかの対処法が出てくるかもしれません。

上下水道料金について

Q: 今年度、水道使用料は値下げしましたが、要因は何ですか。

A: 今年度の平成 26 年度から水道料金は 5 円値下げをさせていただきました。その大きな要因は消費税が上がるということ、そして水道会計について健全経理が成り立っていることからであります。下水道につきましては、財政状況がひっ迫しているということで逆に値上げをさせていただき、水道料金と下水道料金を一緒に徴収させていただく中で、平成 25 年度と同じような状況にしたいということで実施しました。

Q: なぜ休止の制度がないのか？

A: 富士見町は八ヶ岳地区と一般地区で料金体系が分かれています。

別荘の方が夏や冬しか来ないという時に、その時期だけ加入してその後休止されてしまうと、経営が成り立たなくなってしまう。特に八ヶ岳地区の上水道はさまざまな施設が入っていて、多額な投資をしています。したがって富士見町では休止制度をとっていない状況です。

路線バスの復活について

Q: 今あるデマンドバスは予約が必要であるため、昔の様な定期路線バスが必要ではないか。またスクールバスも不要となり一般の方と乗り合わせで通学することができる。観光面でも必要ではないか。

A: 都会の方に移住してもらう際（特に主婦の方）は、運転免許証を持っていないケースが多く、何とかしなくてはならない問題となっている。デマンドバスだけで良いのか、重要な課題として今後検討をしていきたい。

甲州街道の標識設置について

Q: 最近、甲州街道を歩く人が非常に多くなったことで、区内の三叉路でどちらに行っても良いのか分からず、近所の方が聞かれる機会が増えてきた。この様な場所に「道しるべ」となる標識を設置してほしい。

A: 教育委員会関係として実施か、観光面として実施していくか協議を行い、必要な場所に設置していく方向で進めます。

通学路への防犯カメラの設置について

Q: 最近町内で子どもが腕をつかまれるといった事件も起きている。小学校の通学路の主要な場所に防犯カメラの設置が必要ではないか。

A: 設置については、個人情報、設置場所、監視体制、責任問題、経費等の調整が必要で難しい問題ではあるが、6 市町村でも検討を行っている。警察、防犯協会、消防等の機関とも連携しながら引き続き検討していきます。

以上、この他にもたくさんの貴重なご意見ありがとうございました。

皆様からお寄せいただいたご意見を参考に、これからもよりよい町づくりを進めてまいります。

1年間よろしくお願ひします 平成27年 区長・集落組合長紹介

【お問い合わせ先】総務課 庶務人事係、電話番号：62-9322

- ・ 御射山神戸区：久保田 彦衛
- ・ 栗生集落組合：小松 浩志
- ・ 大平区：小松 則安
- ・ 松目区：山地 晋
- ・ 原の茶屋区：名取 信吾
- ・ 若宮区：名取 和夫
- ・ 木之間区：樋口 良一
- ・ 花場区：縄田 信敏
- ・ 休戸区：浅岡 正玄
- ・ 横吹区：花原 洋
- ・ とちの木区：小林 昇
- ・ 富士見区：樋口 正弘
- ・ 南原山集落組合：三井 敏文
- ・ 富原区：柳澤 安毅
- ・ 富士見ヶ丘区：伊藤 達也
- ・ 塚平区：窪田 政芳
- ・ 富ヶ丘区：傳田 宗男

- ・ 乙事区：名取 史信
- ・ 立沢集落組合：小池 偉織
- ・ 瀬沢新田集落組合：雨宮 俊夫
- ・ 富里区：小林 永一郎
- ・ 富士見台区：植松 司
- ・ 桜ヶ丘区：御園 壽郎

- ・ 下蔦木集落組合：伊藤 英行
- ・ 上蔦木区：小林 嘉雄
- ・ 神代区：森山 和男
- ・ 烏帽子区：小林 哲雄
- ・ 平岡区：五味 敏
- ・ 机区：名取 光昭

- ・ 先能集落組合：名取 美好
- ・ 瀬沢区：小林 豊彦

- ・ 小六区：内藤 秀儀
- ・ 高森区：小林 高明
- ・ 信濃境区：北澤 芳伯
- ・ 池袋区：平出 正幸
- ・ 田端区：平出 俊英
- ・ 先達区：平出 康廣
- ・ 葛窪区：平出 富次

- ・ 広原区：井上 完一

「コミュニティ助成事業」は地域のコミュニティ活動を応援します

【お問い合わせ先】 総務課 企画統計係、電話番号：62-9332

コミュニティ助成事業とは、財団法人自治総合センターおよび財団法人長野県市町村振興協会が、宝くじの社会貢献広報事業として行っている助成で、宝くじの受託収入を財源として、地域コミュニティ活動の充実・強化を図っています。今年度、平岡区が財団法人自治総合センター、富原区が財団法人長野県市町村振興協会の助成金により下記の備品を整備しました。

（財）自治総合センターの助成事業

平岡区【整備された備品】

- ・ コピー機
- ・ ノートパソコン
- ・ プロジェクター
- ・ スクリーン
- ・ 脚付片面ボード
- ・ 座卓
- ・ スタッキングチェア
- ・ 専用台車
- ・ 引き違い書庫
- ・ ガスコンロ

（財）長野県市町村振興協会の助成事業

富原区【整備された備品】

- ・ 除雪機
- ・ テレビ

- ・ パソコン
- ・ プリンター

年金だより 新成人のみなさん おめでとうございます

【お問い合わせ先】岡谷年金事務所、電話番号：23-3661 または 住民福祉課 国保年金係、
電話番号：62-9111

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20 歳になったら国民年金

国民年金は、国内に居住する 20 歳以上 60 歳未満のすべての方が加入する制度です。

厚生年金等に加入していない方には、20 歳の誕生日までに日本年金機構から加入手続きのご案内が届きますので、すみやかに住民福祉課国保年金係（2 番窓口）に届出をしてください。（すでに厚生年金や共済組合に加入している方は手続きの必要はありません）

国民年金（基礎年金）3つのメリット

1. 老後を支えます：老齢基礎年金
2. 病気やけがで障害の状態になったときに支えます：障害基礎年金
3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます：遺族基礎年金

国民年金保険料の納付が猶予される制度があります

学生の方は「学生納付特例制度」

ご本人の所得が一定額以下の場合は、申請すれば国民年金保険料の納付が猶予されます。
（申請には学生証の写しまたは在学証明書が必要です）

学生でない 30 歳未満の方は「若年者納付猶予制度」

ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請すれば国民年金保険料の納付が猶予されます。

申請をご希望の方は、印鑑と学生証等（学生のみ）をお持ちのうえ、住民福祉課国保年金係または岡谷年金事務所でお手続きをしてください。

町営住宅入居者募集

【お問い合わせ先】総務課 管財係、電話番号：62-9325、E メール：soumu@town.fujimi.lg.jp

住宅の概要（募集戸数：3戸）

D：ダイニング、K：台所、Y：浴室（浴室給湯・浴槽付）

乙事公営住宅 1号

- ・ 構造等：簡易耐火構造平屋建 昭和 53 年度建築
- ・ 規格：3DKY
- ・ 家賃：11,700 円～23,000 円

- ・ 所在地等：富士見町乙事 5187-1 本郷小学校より南へ約 1.5 キロメートル

信濃境町営住宅 3・4 号

- ・ 構造等：木造平屋建 昭和 47 年度建築
- ・ 規格：3KY
- ・ 家賃：23,100 円（一律）
- ・ 所在地等：富士見町境 7120-2 信濃境駅より南へ約 600 メートル

募集期間

1 月 5 日（月曜日）から 1 月 19 日（月曜日）

申込方法

総務課管財係に備え付けまたは町ホームページ内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

選考方法

公開抽選

抽選日時

1 月 20 日（火曜日） 午前 10 時から

会場

役場 3 階 301 会議室

入居日

原則として入居決定後 10 日以内

入居資格

次の 1～6 の資格を全て満たす方

1. 地方税を滞納していない方
2. 現に同居し、または同居しようとする親族があること
3. 公営住宅法による月収が規定の額以下の方
一般世帯：158,000 円以下
高齢者身体障害者世帯等：214,000 円以下
4. 現に住宅に困窮していることが明らかな方（自己の持ち家がある方は不可）
5. 町内に住所または勤務先を有する方
6. 入居者および同居者が暴力団員ではないこと

住民税・所得税の申告情報（第 2 回）

【お問い合わせ先】 財務課 町税係、電話番号：62-9122

来月の 2 月 16 日から 3 月 16 日までが申告期間です。毎年申告をしている方はもちろんのこと、お勤め先で年末調整をされた方、給与のほかに農業等の副収入がある方、公的年金等を受給されている方も下記をご確認いただき忘れずに申告をお願いします。

なお、申告相談会の日程および会場は、広報ふじみ 2 月号でお知らせします。

申告情報：所得税確定申告をしなければならない方

会社勤めやパート、アルバイトなどの給与収入がある方

1. 給与の年間収入金額が 2,000 万円を超えている方
2. 給与を 1 ヶ所から受けていて、その他に農業などの副収入があり、それらの所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が 20 万円を超えている方
3. 2 ヶ所以上から給与を受け取っていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、それらの所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が 20 万円を超える方
4. 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃料などを受け取っている方（※注：少額であっても所得金額にかかわらず申告が必要です）
5. 災害減税法により、所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
6. 家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている方

公的年金を受給されている方

1. 公的年金等の所得金額から、所得控除の金額を引くと残額がある方 ※公的年金等の収入が 400 万円以下で、その他の所得が 20 万円以下の方の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要な場合があります。
2. 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方

上記以外の方

1. 事業所得、不動産所得がある方で、平成 26 年中のそれらの所得金額の合計から、雑損控除その他の所得控除の合計額を差し引き、その金額を基として計算した「配当控除額」と年末調整の際に控除を受けた「住宅ローン控除額」の合計額を超える方
2. 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方
3. 外国の公的年金を受給している方

※所得税確定申告についての詳しいお問い合わせは、諏訪税務署（電話番号：52-1390）までお願いします。

申告情報：住民税申告をしなければならない方

平成 27 年 1 月 1 日現在、富士見町に居住している方で下記のいずれかに該当する方は、申告が必要です。なお、所得税確定申告をする方は、住民税申告をする必要はありません。

1. 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までに収入があった方
2. 給与のほかに農業などの副業があり、給与以外の所得（20 万円以下を含む）があった方
3. 公的年金等の収入が 400 万円以下で確定申告の必要はないが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
4. 中途退職などで、年末調整がされていない方

5. 内職、日雇い、パート、アルバイトなどで、年末調整されていない方
6. 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方で、年末調整等がされていない方

※住民税申告についての詳しいお問い合わせは、役場財務課町税係（電話番号：62-9122）までお願いします。

申告情報：確定申告により、所得税が還付される方

給与所得者や年金所得者で下記に該当する方は、還付を受けられる場合があります。

1. 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得があまり多くない方
2. 医療費が多額にかかった方（「10万円」と「平成26年分の総所得金額等の合計額の5%相当額」のうちいずれか少ない金額が控除になります）
3. 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などをした方
4. 上場株式等の配当があつて課税所得が330万円未満の方

※申告された株式等の配当所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますのでご注意ください。

- ・ 受付期間：1月5日（月曜日）から受付（土曜日・日曜日、祝日は除く）
- ・ 時間：午前8時30分から午後4時
- ・ 会場：諏訪税務署

※還付申告についての詳しいお問い合わせは、諏訪税務署（電話番号：52-1390）までお願いします。

申告情報：確定申告・還付申告はお近くの税務署へ

確定申告の期間中は、申告会場が大変混雑します。申告に必要な書類を事前に用意し、収支内訳書などをできるだけ自分で作成するなどして会場へお越してください。

早くて便利な e-Tax をご利用ください

e-Tax は、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。e-Tax のご利用に当たっては、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得してください。（オンラインで取得できます。）

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等のデータは、e-Tax を利用し自宅から税務署に送信できます。また、上記の様な事前の手続きがなくても確定申告書等作成コーナーで作成し、印刷した申告書は税務署に郵送等でも提出できますので、ぜひご利用ください。

所得税の確定申告期限：3月16日（月曜日）

申告情報：下記に該当する方は税務署で直接申告してください

- ・ 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- ・ 住宅ローン控除を初めて申告する方
- ・ 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方

- ・ 農業所得、事業所得、不動産所得が 300 万円を超える方
- ・ 青色申告の方および外国人の申告
- ・ 贈与税、相続税等の申告をされる方

※注：上記に該当する方は、町内で行う申告相談会では相談を受けることができませんので、お手数ですが直接諏訪税務署で申告をお願いします。

所得税確定申告書の相談および提出先

〒392-8610 諏訪市清水 2 丁目 5 番 55 号 諏訪税務署、電話番号：52-1390（代表）

東日本大震災に関する国税相談

電話番号：52-1390（自動音声案内番号「0」）

一般的な国税相談（電話相談センター）

電話番号：52-1390（自動音声案内番号「1」）

税務署窓口での相談の予約等

電話番号：52-1390（自動音声案内番号「2」）

申告情報：却資産（固定資産税）申告書の提出について

【お問い合わせ先】財務課 町税係、電話番号：62-9124

固定資産税は土地および家屋の他に、会社や工場、商店などを経営したり農業を営んだりしている個人や法人が事業のために用いる構築物、機械および装置、車両および運搬具、工具・器具および備品のうち、その減価償却費（額）が、必要経費に算入される償却資産を所有している方に課税されます。ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

償却資産を所有している個人または法人の方は、平成 27 年 1 月 1 日現在の状況をその資産が所在する市町村に申告すること（地方税法第 383 条）となっていますので、下記の期限までに申込書をご提出いただきますようお願いいたします。申告をされない場合は、地方税法等の規定により罰則が設けられています。また、税務署での資料閲覧等の調査を行う場合がありますのでご承知ください。

平成 27 年度 申告書提出期限：平成 27 年 2 月 2 日（月曜日）

※早めの提出にご協力ください。

「償却資産申込書」に関する説明会を下記の日程で開催しますのでご参加ください。

平成 27 年 1 月 19 日（月）

午前の部：午前 9 時 30 分から 10 時 30 分／午後の部：午後 2 時から 3 時

会場：役場 3 階 301 会議室（午前・午後の部ともに同じ内容です）

申告情報：農業所得に係る「農業収支内訳書」および「償却資産（固定資産税）申告書」作成指導会について

町では、次の日程で農業所得に係る「農業収支内訳書」および「償却資産（固定資産税）申告書」作成指導会を開催します。

対象者

1. 「農業収支内訳書」作成にご不明な点があり、お困りの方（青色申告者の方はご遠慮願います）
2. 事業（農業、営業、不動産）を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方

期日

- ・ 1月21日（水曜日）：落合地区
- ・ 1月22日（木曜日）：富士見地区・乙事
- ・ 1月23日（金曜日）：境地区・立沢

受付時間

- ・ 午前9時から午前11時まで（午前11時までに受付を済ませてください）
- ・ 午後1時から午後4時まで（午後4時までに受付を済ませてください）

場所

役場3階 301, 302, 303 会議室

申告情報：給与支払報告書（個人別明細書）について

事業者の皆様へ、平成26年中に給与を支払った従業員、パート、アルバイトおよび中途退職された方で、平成27年1月1日現在富士見町に住民登録がある方について、給与支払報告書（個人別明細書）の提出をお願いしています。お忙しい時期ですが、お早めに提出をお願いします。

- ・ 提出期限：2月2日（月曜日）
- ・ 提出先：〒399-0292 富士見町落合 10777 番地 富士見町役場 財務課 町税係（電話番号：62-9122）

「給与支払報告書（個人別明細書）」の用紙は、役場財務課にありますので、必要な方はお手数ですが窓口までお越しください。

消費者見守り情報 No.49 —オンラインゲームでのトラブル—

【お問い合わせ先】住民福祉課 住民係、電話番号：62-9112 または長野県松本消費生活センター、電話番号：0263-40-3660

オンラインゲームとは、インターネットに接続して遊ぶゲームの総称です。SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略で、Web サイトの会員制サービスのこと）で提供されるゲームをソーシャルゲームといいます。パソコンやスマートフォンのほか家庭用ゲーム機などにもネット接続機能があります。ゲームには無料で遊べると広告しているものもありますが、その多くはゲーム内の通貨や敵を倒す武器などのアイテム（道具）を購入すると課金される仕組みになっています。ゲーム内で他のプレイヤーと比べて優位に立ちたいという気持ちを満たすために、アイテムの入手にお金がかかったり、チームプレイのため簡単にやめられなかったりすることもあります。

オンラインゲームのトラブル

- ・ 子どもが親のクレジットカードやその情報を無断使用して、オンラインゲームで高額な決済をしていたというケースが急増しています。クレジットのしくみを理解していない子どもでも、決済手続きは簡単に行えます。
- ・ 親のカード情報が登録されたスマートフォン等で遊ぶうちに、料金が必要とは知らずにゲーム内のアイテムを購入することもあります。
- ・ 大人が、オンラインゲームの決済の仕組みを十分に理解せず、決済可能なネット接続機能がある機器をゲーム機として、子どもに使わせています。
- ・ 事業者によっては、年齢に応じて利用料金額の上限を設け、子どもが不用意に高額課金をしないよう対策をとっているゲームサイトもあります。しかし、ゲームに登録する際、子どもは年齢をいつわることもあり、事業者等は利用者の年齢を把握しにくいという問題点があります。

トラブルにあわないために！

- ・ 子どもにオンラインゲームを利用させる場合には、ゲームの内容や課金の仕組み、利用する機器の機能を子どもと十分に確認しましょう。
- ・ クレジットカードやその情報を登録しているサイトID等の管理には細心の注意を払い、子どもに勝手に利用させないようにしましょう。

最近では、小さいお子さんでも、スマートフォンやインターネット通信機能をもったゲーム機等を持っていて、オンラインゲームを簡単に利用することができる環境にあります。日頃から注意を払う必要があります。

軽自動車の税率が変わります

【お問い合わせ先】 財務課 収納係、電話番号：62-9123

平成26年度税制改正に伴い、軽自動車の税率が変わります。下記の表を参考に、ご所有の車の税額を確認してください。

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

平成27年度から新税率が適用されます

- ・ 原付（50cc以上）：平成26年度まで1,000円／平成27年度から2,000円
- ・ 原付（51ccから90cc）：平成26年度まで1,200円／平成27年度から2,000円
- ・ 原付（91ccから125cc）：平成26年度まで1,600円／平成27年度から2,400円
- ・ ミニカー：平成26年度まで2,500円／平成27年度から3,700円
- ・ 軽二輪126ccから250cc：平成26年度まで2,400円／平成27年度から3,600円
- ・ 雪上車：平成26年度まで2,400円／平成27年度から3,000円
- ・ 小型特殊自動車（農耕作業車）：平成26年度まで1,600円／平成27年度から2,000円
- ・ 小型特殊自動車（その他）：平成26年度まで4,700円／平成27年度から5,900円
- ・ 小型二輪：平成26年度まで4,000円／平成27年度から6,000円

三輪以上の軽自動

初年度検査登録年月によって、いずれかの税率の適用となります

- ・ 軽三輪：現行税率 3,100 円／平成 28 年度より課税適用（新税額）3,900 円／平成 28 年度より課税適用（重課税率）4,600 円
- ・ 軽四輪以上乗用（営業用）：現行税率 5,500 円／平成 28 年度より課税適用（新税額）6,900 円／平成 28 年度より課税適用（重課税率）8,200 円
- ・ 軽四輪以上乗用（自家用）：現行税率 7,200 円／平成 28 年度より課税適用（新税額）10,800 円／平成 28 年度より課税適用（重課税率）12,900 円
- ・ 軽四輪以上貨物（営業用）：現行税率 3,000 円／平成 28 年度より課税適用（新税額）3,800 円／平成 28 年度より課税適用（重課税率）4,500 円
- ・ 軽四輪以上貨物（自家用）：現行税率 4,000 円／平成 28 年度より課税適用（新税額）5,000 円／平成 28 年度より課税適用（重課税率）6,000 円

現行税率：平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車対象です。新規検査から 13 年を経過するまで適用されます。

新税率：平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受ける車対象です。新規検査から 13 年を経過するまで適用されます。

重課税率：初年度登録から 13 年経過した車対象となります。

富士見町 教育委員会だより ～「教育の町」ふじみを目指して～ 第 109 号

平成 27 年 1 月 1 日発行／富士見町教育委員会編集／電話番号：62-9235／

kodomo@town.fujimi.lg.jp

1 月定例教育委員会

1 月 21 日（水曜日）午前 9 時 30 分より教育長応接室、傍聴歓迎！

子どもに関するなんでも相談

月曜日から金曜日

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分／電話番号：62-9233／家庭・教育相談員（鈴木）

今月の無料塾

水曜日講座（富士見中 1・2 年生対象）

- ・ 1 月 7 日（水曜日）
- ・ 1 月 14 日（水曜日）
- ・ 1 月 21 日（水曜日）
- ・ 1 月 28 日（水曜日）

いずれも午後 3 時 50 分から午後 6 時 00 分／【お問い合わせ先】電話番号：62-9235

11 月定例教育委員会報告

11 月 5 日（水曜日）に開催された 11 月定例教育委員会で協議した主な内容をお知らせします。

決議事項

条例の制定・改正等

- ・ 「富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について承認されました。内容は、児童が明るく衛生的な環境で児童クラブを利用できるよう児童クラブ施設の面積等に最低基準を設けるものです。
- ・ 「富士見町保育所条例」の一部改正について承認されました。内容は、子ども・子育てに関する法律の制定により入所児童の認定など「富士見町保育所条例」の一部を改正するものです。
- ・ 「富士見町保育の必要性の認定に関する規則」の制定について承認されました。内容は、子ども・子育て支援法第 20 条に基づき、保育の必要性の基準に関して、保護者の就労時間など必要な事項を定めるものです。

報告事項

事業報告

子ども課、生涯学習課、校長会、園長会からの報告、富士見町図書館が「信毎選賞」に選ばれたことや、「名勝探訪駅伝」の結果などが報告されました。

検討事項

来年度のエデュ・カフェについて

今年度 5 回開催したエデュ・カフェについての反省と今後の方向性を協議し、引き続き検討していくこととしました。

小林教育長が退任しました

小林洋文教育長が平成 26 年 12 月 31 日付で退任しました。

小林教育長は、平成 16 年 10 月 1 日から 10 年間余教育長として務められ、この間、高原中学校と南中学校の統合、落合小学校の統合、本郷保育園の建替え、無料塾の開講、文化芸術、スポーツ、公民館図書館活動など、富士見町の教育全般を担い、大きな変革期を陣頭指揮されました。長い間ありがとうございました。

富士見中学校で校歌レリーフをお披露目しました

11 月 22 日富士見中学校で開校 5 周年記念式典と合唱祭が行われ、校歌レリーフがお披露目されました。

校歌レリーフは県の補助金を受け、同窓会準備会「白鈴会」の協力により制作されたものです。3 年生が 1008 枚のパネルに校歌一文字ずつを彫刻して貼り合わせ、大きな校歌レリーフが完成し体育館に掲げられました。

平成 27 年度児童クラブ入所者を募集します

富士見・本郷・境小学校児童クラブの入所者を募集します。募集案内・申請用紙・就労証明書は各学校、保育園から配布されます。平成 27 年 1 月 30 日（金曜日）までに子ども課子ども支援係へお申し込みください。（学校・保育園への申し込みはできません。平成 26 年度から継続の児童とその兄弟のみ児童クラブへの提出可）

尚、平成 27 年 4 月 1 日から子ども子育て新制度の施行により、対象者が 6 年生まで拡大されます。富士見町では、施設的环境が整い次第順次受入れを拡大していきます。

対象児童

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童

- ・ 富士見：小学 4 年生まで
- ・ 本郷：小学 4 年生まで
- ・ 境：小学 6 年生まで

開設日

登校日（土曜日・日曜日・祝日を除く）

休業日

- ・ 夏休み（土曜日・日曜日及び 8 月 13 日から 8 月 16 日を除く）
- ・ 年末年始休み（土曜日・日曜日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）
- ・ 春休み（土曜日・日曜日及び 3 月 31 日を除く）
- ・ 計画休業日

開設時間

登校日下校時から午後 6 時 45 分まで

休業日

午前 8 時から午後 6 時 45 分まで（夏休み、年末年始休み、春休み、計画休業日）

【お問い合わせ先】教育委員会 子ども課 子ども支援係、電話番号：62-9237

コミュニティ・プラザ開館 20 周年記念行事開催

コミュニティ・プラザは今年で開館 20 周年を迎え 11 月 22 日から 24 日の 3 日間、記念上映会やロビーコンサートなどの記念行事が行われました。

コミュニティ・プラザは平成 6 年 10 月に開館して以来多くの町民の皆さまに利用され、富士見町図書館は、同規模自治体の図書館で人口一人当たりの図書貸し出し冊数が 16 年連続日本一となっています。

給食食材放射能測定結果（11 月分）

11 月 4 日

測定食材数：9／測定結果：町基準値の 10 ベクレルを超えた食材はありませんでした。

11 月 12 日

測定食材数：10／測定結果：町基準値の 10 ベクレルを超えた食材はありませんでした。

11 月 19 日

測定食材数：9／測定結果：町基準値の 10 ベクレルを超えた食材はありませんでした。

11 月 26 日

測定食材数：8／測定結果：町基準値の 10 ベクレルを超えた食材はありませんでした。

※保育園、小・中学校で使用を予定する給食食材の放射能が 10 ベクレルを超えた場合は給食に使用しません。

詳しい測定結果は町のホームページをご覧ください。

1月18日（第3日曜日）は家庭の日・家庭読書の日

今年1年、あいさつや会話など家族みんなが互いに声をかけあい、心が通い合う家庭にしていきましょう。

編集後記

寒さが厳しくなり、学校ではスケート教室やスキー教室が始まりました。スケートリンクを作る学校もありますが、今年の初滑りはいつごろになるでしょうか。(H)

くらしの情報

お知らせ

2015年農林業センサスの実施

農林水産省が平成27年2月1日を基準日として「2015年農林業センサス経営体調査」を実施します。

調査結果は地域活性化をはじめとした各種農林業施策に必要な資料の整備等に使われる非常に重要な調査です。

平成27年1月下旬までに、調査員が農林業を営んでいる方や事業所へ訪問し、調査への協力を依頼します。

調査員の聞き取り調査によって、調査票の記入対象となった方は、調査票に農林業の経営状況などのご記入をお願いします。

お手数をおかけしますが、調査へのご理解・ご回答をよろしくをお願いします。

【お問い合わせ先】 総務課 企画統計係、電話番号：62-9332

不燃コンテナの利用

各集落に設置されている不燃コンテナには、空き缶・ガラス類がいつでも投入できますが昨年、次のような事故が発生しました。

11月に、南諏衛生センター粗大ごみ処理施設において刺激臭拡散事故が発生しました。空き缶とガラス類を職員数名が選別作業中に、中身入りのガラスビンが割れ、目と鼻に強烈な刺激臭を受け、あわや人命に係わる事案でした。原因は特定できませんでしたが、症状から農薬（クロロピクリン）の入ったビンが選別作業中に割れたのではと推測されます。

つきましては、今後おなじような事故が起きませんように、缶（スプレー缶は穴を空ける）やビン類は中身が空であることを確認して投入してください。また、農薬・薬品ビン等の処理は購入元か、産業廃棄物処理業者に依頼してください。

【お問い合わせ先】 建設課 生活環境係、電話番号：62-9114

説明会 他

平成26年度長野県農業法人等就業フェア開催

農業法人や農家に就職を希望している方と求人募集をしている農業法人・農家との合同説明会を開催します。

- ・ 対象：農業法人や農家への就職を希望する方、検討中の方
- ・ 日時：1月18日（日曜日） 午前10時から午後3時30分
- ・ 会場：長野県松本勤労者 福祉センター大会議室
- ・ 料金：入場無料

【お問い合わせ先】長野県新規就農相談センター事務局（北村）、電話番号：026-231-6222
精神保健研修会

諏訪地域障害福祉自立支援協議会と諏訪地域精神保健福祉協議会の共催で研修会を開催します。

- ・ 日時：2月2日（月曜日） 午後3時から午後4時
- ・ 場所：諏訪市総合福祉センター いきいき元気館3階 交流広場
- ・ 内容：講演「精神障がいの理解と支援—事例をとおして支援を学ぶ—」
- ・ 講師：諏訪赤十字病院 精神科医師 丸山史先生
- ・ 対象：精神障がいに関心のある方、支援関係者
- ・ 参加費：無料

※当日参加も可能ですが、可能な限り1月28日（水曜日）までに事前の申し込みをお願いします。

【お申し込み・お問い合わせ先】諏訪圏域障害者総合 支援センターオアシス（渋谷）、電話番号：54-7363、Mail：info@suwa-oasis.jp

狩猟免許試験および初心者講習会

諏訪合同庁舎において、平成26年度狩猟免許試験および初心者講習会（狩猟免許試験対策の講習会）が次の日程で実施されます。

狩猟免許試験

- ・ 期日：2月21日（土曜日）
- ・ 場所：諏訪合同庁舎

初心者講習会

- ・ 期日：2月14日（土曜日）
- ・ 場所：諏訪合同庁舎
- ・ 受付期間：狩猟免許試験、初心者講習会とも1月19日（月曜日）から1月30日（金曜日）
- ・ 申込受付：産業課農林係または諏訪地方事務所林務課

※試験、講習会ともに事前の受付が必要となります。詳しい内容についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】諏訪地方事務所林務課 林務係、電話番号：57-2919 または産業課農林係、電話番号：62-9232

募集

スキー教室参加者

富士見町には、2つのスキー場があります。この恵まれた環境を活かして、生涯を通じて楽しめるウィンタースポーツ、『スキー』の技術を習得しましょう。ご家族での参加も歓迎です。

- ・ 日程：毎週金曜日（全4回） 1月30日・2月6日・13日・20日
- ・ 時間：午後6時30分から午後8時30分（集合・解散については開催要項にてお知らせします）
- ・ 会場：富士見高原スキー場
- ・ 受講資格：町内に在住または通勤・通学する小学生以上の方
- ・ 指導者：NPO 富士見町体育協会スキー部員
- ・ 受講料：500円（保険料） ナイターリフト代1,000円×4回（教室価格として、現地でお支払いください）
- ・ 定員：先着30名
- ・ 申し込み：1月23日（金曜日）まで

※スキーウェアおよびレンタルスキーは、各自で手配ください。

【お問い合わせ先】生涯学習課 社会体育係、電話番号：62-2400

男子学生寮「長善館」入館生

長野県内在住あるいは県内高校に在学か卒業し、平成27年4月に東京都内かその近郊にある4・6年制大学に進学予定の男子学生（10名程度）の入館生を募集します。詳しくはホームページ（「長善館」で検索）をご覧ください。役場総務課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】総務課 庶務人事係、電話番号：62-9322

平成27年度訓練生

長野県岡谷技術専門校では、平成27年度の職業訓練生を募集しています。

募集科名（訓練期間）

- ・ ものづくり技術科：平成27年4月から平成28年3月（1年間）
- ・ 機械制御コース：平成27年4月から平成27年9月（6ヵ月間）

募集定員：各10名

※施設見学も行っています。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】岡谷市神明町2-1-36 長野県岡谷技術専門校、電話番号：22-2165

銀座 NAGANO しあわせ信州シェアスペース 10月26日（日曜日） 東京銀座 に OPEN しました

富士見町では、11月3日（月曜日）祝日に2階イベントスペースにて観光PR、特産品の紹介を行いました。

- ・ 富士見高校の農園で作った高原野菜や、町の特産品のマルシェ

- ・ 富士見町の観光案内・楽園信州（移住）のためのプレゼンテーション
- ・ 富士見町「赤いルバーブ・試食スペシャル DAY」
 - ・ 赤いルバーブレシピコンテスト
 - ・ 富士見高校生による「真っ赤な高原カレー」のプレゼンテーション
 - ・ ルバーブ・コンフィチュール無料レッスン
- ・ 生産者による商品デビュー（試食）
 - ・ ルバーブジュース（かぼちゃん農園）
 - ・ ルバーブメロンパン（(株) 塩崎）
 - ・ モッツァレラチーズ（信州富士見チーズ工房）
 - ・ 富士見高原ジビエ（信州富士見高原ファーム）
- ・ FFF「イブニングパーティー」（要予約）
 - ・ 5人のシェフのスペシャリティ（50人の予約により、東都高原富士見会の皆様を始め、多くの皆様にルバーブを利用した創作料理を味わっていただきました）

富士見町の皆様も、ぜひ「銀座 NAGANO」のご利用を！

1階「ショップスペース」に商品を出展するには

<http://www.nagano-tabi.net/sc/kyokai/>

（一社）信州・長野県観光協会ホームページにある「商品提案シート」を同観光協会へ提出。

主な出品基準

- ・ 県内で生産、収穫されたもの（農林水産品）
- ・ 主要な原料が県内産で、県内事業者が販売しているもの
- ・ 食品安全基準法など、関係法令に適していること
- ・ PL保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者救済ができること

2階「イベントスペース」でイベント等を開催するには

http://www.pref.nagano.lg.jp/brand/sharespace_event.html

銀座 NAGANO「事業計画概要書」を信州ブランド推進室に提出、お申し込みください。

ご利用いただける方（1時間 6,000円）

- ・ 長野県内の市町村や企業、団体、個人の皆様
- ・ 長野県にゆかりのある、または関係を築きたい企業、団体、個人の皆様

4階「コワーキングスペース」をお使いいただくには

<http://www.ginza-nagano.jp/about/coworkingspace>

銀座 NAGANO「利用者番号取得申込書」により、銀座 NAGANO へお申し込みください。

ご利用いただける方（利用は無料です）

- ・ 長野県内の市町村や企業、団体、個人の皆様
- ・ 長野県にゆかりのある、または関係を築きたい企業、団体、個人の皆様

こんにちは 地域包括センターです

地域包括支援センター、電話番号：62-8200

認知症予防にアロマ療法

65歳以上の10人に1人は認知症といわれる現代、65歳を過ぎると認知症を発症しやすくなります。

しかし、実は10年前から20年前から脳の中では変化が始まっていて健康な人でも50歳を過ぎたら予防することが大切です。

日々生活の中でできることは魚、野菜、果物を中心とした和食の食事、適度な運動、生活習慣の改善、趣味を持って楽しむ、友人と話をすることなどがあります。このほかに最近認知症予防として注目されているのが、テレビや新聞などでも度々取り上げられている「アロマ療法」というものです。

認知症を発症すると匂いがわからなくなり、最初にダメージを受けるのは海馬（記憶に関する神経）に直接つながっている嗅神経であることがわかってきています。そこで適切な匂いを嗅ぐことで嗅神経を効果的に刺激して嗅覚と連動している海馬を活性化することができ脳の若返りが期待できるそうです。

一例として

昼用はローズマリーとレモンの香りを嗅ぐことで、集中力を高め記憶力を強化します。夜用はラベンダーとオレンジの香りで心身の鎮静や不安感を軽減する作用があり、眠れるようになります。

それぞれ香りによって効能が異なるため、片方の香りだけ嗅いでも効果は出にくいので、昼用・夜用両方の香りを嗅ぐことが認知症予防には大切です。

1月の納税等

- ・ 町県民税
- ・ 国民健康保険料
- ・ 後期高齢者医療
- ・ 保険料
- ・ 保育料
- ・ 上下水道使用料
- ・ 住宅使用料

納期限・振替日は2月2日（月曜日）です

※毎週火曜日は午後7時まで夜間納税窓口を開設しています。ご利用ください。

【お問い合わせ先】 財務課 収納係、電話番号：62-9123

諏訪地区小児夜間急病センター（年中無休）

- ・ 診療時間：午後7時から午後9時

- ・ 診療科目：小児科 15歳以下

諏訪市四賀 2299-1、電話番号：54-4699（平安堂諏訪店駐車場・かっぱ寿司の奥）

住民だより（12月）

11月15日から12月14日の届出（敬称略）

出生・転入・転居は14日以内に、死亡は7日以内に届出を

※住民だよりは届出者の希望により掲載させていただきます。

結婚おめでとう

- ・ 石黒英二／区名または出身地：大垣市
小川理沙／区名または出身地：御射山神戸

出生おめでとう

- ・ 大倉一真／父の名：輝和／母の名：恵／区名：富ヶ丘
- ・ 望月琴葉／父の名：理光／母の名：由美子／区名：富士見
- ・ 塩野勇人／父の名：晃宏／母の名：樹里／区名：御射山神戸
- ・ 林正宗／父の名：健二／母の名：彩乃／区名：富原
- ・ 小平紗／父の名：巧／母の名：由希／区名：南原山
- ・ 矢澤蒼太／父の名：稔／母の名：彩香／区名：富士見ヶ丘
- ・ 山田葵／父の名：拓也／母の名：美穂／区名：南原山
- ・ 細川芽生／父の名：裕也／母の名：真弓／区名：木之間
- ・ 小林康晴／父の名：俊也／母の名：美和／区名：富士見台
- ・ 中山大夢／父の名：重男／母の名：由美／区名：池袋
- ・ 矢沢駿介／父の名：洋／母の名：淳子／区名：立沢
- ・ 澤田雪／父の名：光章／母の名：恵／区名：御射山神戸
- ・ 名取航平／父の名：元／母の名：か奈英／区名：富里

おくやみ申し上げます

- ・ 水野禮子／年齢：82歳／世帯主：幸晴／区名：先達
- ・ 小林信夫／年齢：78歳／世帯主：信夫／区名：葛窪
- ・ 樋口うら／年齢：87歳／世帯主：うら／区名：松目
- ・ 有賀秋人／年齢：84歳／世帯主：秋人／区名：御射山神戸
- ・ 有賀やす／年齢：88歳／世帯主：武治／区名：上蔦木
- ・ 窪田千鶴子／年齢：88歳／世帯主：千鶴子／区名：横吹
- ・ 前島甲平／年齢：90歳／世帯主：甲平／区名：若宮
- ・ 内藤ハル子／年齢：92歳／世帯主：ハル子／区名：小六
- ・ 五味清子／年齢：95歳／世帯主：清子／区名：平岡
- ・ 吉田ます子／年齢：85歳／世帯主：重人／区名：栗生
- ・ 小林岩夫／年齢：94歳／世帯主：岩夫／区名：高森

- ・ 中村啓子／年齢：67歳／世帯主：庄一／区名：富士見
- ・ 小林笑子／年齢：87歳／世帯主：春次／区名：信濃境
- ・ 中村みつえ／年齢：86歳／世帯主：久一／区名：高森

親と子の健康ガイド 1月（1月11日から2月10日）

【お問い合わせ先】住民福祉課 保健予防係、電話番号：62-9134

健康診査・予防接種

4ヵ月児健診

- ・ 対象児：平成26年9月生まれ
- ・ 期日：1月22日（木曜日）
- ・ 集合時間：午後1時
- ・ 会場：保健センター

7ヵ月児健診

- ・ 対象児：平成26年6月生まれ
- ・ 期日：2月3日（火曜日）
- ・ 集合時間：午後1時
- ・ 会場：保健センター

10ヵ月児健診

- ・ 対象児：平成26年3月生まれ
- ・ 期日：2月3日（火曜日）
- ・ 集合時間：午後1時40分
- ・ 会場：保健センター

1歳6ヵ月児健診

- ・ 対象児：平成25年5月から6月生まれ
- ・ 期日：1月13日（火曜日）
- ・ 集合時間：午後1時
- ・ 会場：保健センター

2歳児歯科健診

- ・ 対象児：平成24年11月から12月生まれ
- ・ 期日：1月20日（火曜日）
- ・ 集合時間：午後1時
- ・ 会場：保健センター

BCG

- ・ 対象児：生後5ヵ月から1歳未満のお子さん
- ・ 期日：2月5日（木曜日）
- ・ 集合時間：午後1時30分

- ・ 会場：保健センター

4 種混合

- ・ 対象児：生後3ヵ月から7歳6ヵ月未満のお子さん
- ・ 期日：1月15日（木曜日）、2月6日（金曜日）
- ・ 集合時間：午後1時15分から1時50分（受付）
- ・ 会場：保健センター

相談・教室

乳幼児相談

- ・ 期日：1月23日（金曜日）
- ・ 受付時間：午前9時30分から10時30分
- ・ 会場：保健センター

「食育推進チーム」だより ―富士見町食育推進計画を推進します―

【お問い合わせ先】 住民福祉課 保健予防係（栄養士）、電話番号：62-9134

近年、食の安全を揺るがすようなできごとが増え、食の安全・安心を求める声が高まっています。食に関するさまざまな情報が氾濫する中で、一人ひとりが食品の安全性に関する正しい知識をもち、安全・安心な食べ物を選ぶ力を身につけていくことが大切です。

食品の安全性に対して不安を感じていることがあるか

【参考資料】 富士見町健康・食育に関するアンケート調査（平成24年度）

- ・ 全体では、「食品添加物」が最も高くなっています
- ・ すべての項目で、女性が男性と比較して回答割合が高くなっています
- ・ 「不安はない」は全体で14.2パーセントに留まっており、多くの人が食品の安全性に不安を感じている現状がうかがえます

※食品の消費期限や賞味期限を確認しましょう。

※必要以上に水を汚さない調理や、食べ残しによる安易な食品の廃棄をしないなど、自然環境に配慮した生活に努めましょう。

健康ふじみ通信 ―心も体もいきいきと 楽しく暮らせる高原の富士見町―

【お問い合わせ先】 住民福祉課 保健予防係、電話番号：62-9134

運動編

ロコモティブシンドロームの認知度

運動器の障がいのために移動能力の低下をきたして要介護になる、もしくは要介護になる危険の高い状態を「ロコモティブシンドローム（略称：ロコモ）」といます。

ロコモは筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障がいが起こり、歩行や日常生活に何らかの障がいをきたしている状態をいいます。いつまでも自分の足で歩き続けていくために、ロコモを予防し、健康寿命を伸ばしていくことが

今、必要です。

【参考資料】富士見町健康・食育に関するアンケート調査（平成24年度）

ロコモティブシンドロームの認知度は、『知っている』（「言葉も内容も知っている」「言葉は知っているが、内容は知らない」）の割合が16.5パーセントとなっています。（国の参考値では17.3パーセントとなっており、わずかに下回っています。）

おうちで簡単！ロコトレ

1. 開眼片足立ち

床に着かない程度に片足を上げます。左右1分間ずつ1日3回行いましょう。

※支えが必要な方は、医師と相談して机や手に指をついて行います。

2. スクワット

安全のために椅子やソファの前で行いましょう。椅子に腰かけるように、お尻をゆっくり下ろします。お尻を下ろすところから始めて、膝は曲っても90度を超えないようにします。ゆっくりと呼吸するペースで一度に5回から6回行い、一日に3度程度行います。

Stay Smile

町内にはさまざまなコミュニティがあり、独自の活動をしています。そんな皆さんの活動やイベントをご紹介しますコーナーがステイ・スマイル（笑顔のままで）です。

高原のアーティストを訪ねて

東に八ヶ岳、西に入笠山を仰ぎ見る、さわやかな高原の町、富士見。この地に生まれ、または惹かれて制作する、素敵なアーティストたちを紹介します。

【今月のアーティスト】 砺波 周平（となみ しゅうへい）さん 写真家・富士見町在住

砺波周平さんは、北海道の出身。北里大学獣医畜産学部に学び、在学中から写真家の細川剛氏に師事。写真家として独立するにあたり、便利な反面、暮らす上で制約が多い都会より、地方を拠点にすることを選びました。それは、自分が思い描く理想の生活と、仕事の実践の両立を目指すことでもありました。こうして出会ったのが、富士見町。信濃境に畑と庭付きの古い一軒家を借り、家族で協力しながら日々の暮らしを楽しんでいます。制作のテーマにも「日々の暮らし」を据え、自分と関係の深い身近な人や事柄と、正面から向き合っ撮影することを心がけています。また、信濃境に住まう中で培ったという、被写体とのコミュニケーションや、密接な関係性を大切にして、撮影に臨んでいます。

砺波さんは、普段は当たり前すぎて見過ごしている身近な人や、過ぎ去っていく日常に潜んでいる感動を、写真を撮ることで再確認していると語ります。その写真からは、日々のひと時を慈しむ視線、かけがえのない一瞬を温かく記録する技を感じます。砺波さんは、2011年、12年に東京都新宿区や山梨県北杜市で写真展を開催。2013年、14年には東京都八王子市「AKITEN」に出展するなど精力的に活動しています。また、雑誌や広告の撮影の仕事をする一方、自治体のプロモーションも手掛けています。特に現在は、「写真の町」と

して有名な北海道東川町や、青森県鯉ヶ沢町、長野県原村、沖縄県伊是名島など、北から南まで日本中のローカル・プロモーションに携わっています。

「日々の暮らし」をテーマにしているので、写真の背景には常に富士見の自然や町並み、人物が写っていると話す、砺波さん。時には近所の方々が、町内の素晴らしいロケーションを案内してくれることもあるそうです。以前に見た、信濃境の「どんど焼き」の美しさに感動し、これからは富士見のお祭りや行事にも参加して、素敵な時間を写真に撮ってみたいと意気込んでいます。

- ・ 高森で出会った初老のお百姓さんの手。木の伐採から畑仕事までほとんどモーターは使わず手作業だという。これまで過ごしてきた時間がそのまま手に刻まれているような気がした。©Shuhei Tonami
- ・ 毎年、必ず下葛木の川原で家族写真を撮っている。通ううちに、子どもたちも犬もこの場所がお気に入りになった。©Shuhei Tonami

Information

山梨県の情報を掲載したフリーペーパー『BEEK』に、家族を取材撮影するシリーズ「家族の風景」を連載中。月刊フリーペーパー『CHIBIKKO PRESS』のシリーズ「こたえは森のなか」で森のようちえんピッコロの写真を毎月掲載。

ホームページ：<http://tonami-s.com/>

ブログ：<http://tonami-p.jugem.jp/>

フェイスブック：<https://www.facebook.com/shuhei.tonami>

メール：photo@tonami-s.com

文：前島孝一（小海町高原美術館館長・清里フォトアートミュージアム職員）富士見町富士見在住、facebook：<https://ja-jp.facebook.com/koichi.maeshima.1>

練習相手や仲間を思いやる気持ちを持って

富士見中学校 卓球部

富士見中学校卓球部は、1年生9名、2年生11名で活動を行っています。卓球は狭い台上で試合をするため、スピードがあるうえに、球に様々な回転がかかってくるので、判断力や技術力が試されるという難しさがあります。そのため、日頃から、素振りやフットワークなどの基礎練習や、サーブやレシーブ、攻撃など個人の目標に合わせた練習をしています。一回一回、真剣に取り組んでいます。基礎練習をしっかりと行うことで、試合で安定した球を打つことができ、勝つことにつながっていくと思います。

また、より強くなりたいという向上心のもと、積極的にコーチに教えてもらい、それを繰り返し練習することで、さらなる高みを目指しています。新しい技術を身につけ、それを試合で使えたときや、自分のイメージ通りにスマッシュが打てた時はとても楽しいです。

今の時期、大きな大会はありませんが、今こそ来年度に向けてさらに技術を身につけていく時です。また、技術だけでなく、挨拶や応援にも力を入れ、一人ひとりが練習相手や仲間を思いやって活動できるようにもしたいです。

ここ数年、県大会までいった人はいませんが、来年度の中体連で勝ち上がる可能性は十分あると思います。そのために、今後も集中して練習し、力をつけていきたいです。(卓球部部長 櫻井諒太)

長野県神城断層地震災害義援金を受け付けます

日本赤十字社 富士見分区 (住民福祉課社会福祉係)、電話番号：62-9144

平成26年11月22日の長野県神城断層地震災害により、多くの負傷者や家屋被害が発生したことから、白馬村、小谷村、上水内郡に同日付で災害救助法が適用されました。日本赤十字社富士見町分区では、この災害で被災された方々の生活再建の一助とするため、義援金の受付を行っています。

富士見町役場1階ロビーに募金箱を設置していますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。

※義援金は長野県に設置される災害義援金配分委員会を通じて、全額被災者へ配分されます。

受付期間

平成26年11月27日から平成27年3月31日

子育てはたくさんの笑顔とたくさんの手で —子どもの領分を守るために—

NPO法人ふじみ子育てネットワーク、電話番号：62-5505

「ありのままを受け止める」ということ

今年の流行語ベストテン入りを果たした「ありのまま」。大人のみならず、今や子どももストレスを感じながら過ごしている時代にはとても心地よい響きです。では、子どものありのままを受け止めるってどういうことなのでしょう。子どものやりたい放題に目を瞑ることなのでしょうか？

ブロックで何かを作っている3歳の男の子、思うように作れず癩癩をおこしてブロックを投げ出し、投げたブロックが側にいた赤ちゃんのおでこにあたり、赤ちゃんはおでこを怪我してしまいました。この時、「ブロックは投げるものじゃない!」「赤ちゃんを怪我させるなんてとんでもない!自分より小さい子には優しくするのよ!」と言うのも間違いではありません。でも、一歩踏み込んで、この子は「思うようにできない自分へのイライラを癩癩をおこすということと解消しようとしている」状態なんだ、そういうタイプの子なんだ、と思って対応すると、「うまくできなくてくやしかったね」と共感してあげられます。共感してもらったことで子どもは気持ちを整理でき、赤ちゃんを傷つけてしまったことも「いけなかった」と受け入れられようになります。

子どもが大人になった時に困らない程度の躰をしておかないと、勉強もそこそこできるようにしておかないと、ちゃんと食べさせて体をつくってやらないと、さらにお友達ともうまくやれる子にしないと…などなど、子どものためと言いつつ、実は親が無意識に親としての自分への評価を気にしてやっていることが多いのです。

そうすると、目の前の子どもの「持ち味」を無視し、その子の心の中に気持ちを寄せる

こともどこかに飛んでいってしまいます。ひとりひとりの子どもの持ち味や、心の中を大切に考えることは難しいと思いがちですが、意識すれば徐々にできていきます。そんな大人が増えれば、子どもたちは自ずと、自分の育ちに必要な生活習慣、社会的マナー、学習意欲などを自分のペースで身につけていくものだと思います。子どもはもともと育つ力を持っているのですから。

子どもたちが、生きていく力を大人の押しつけでなく自分で考えて身につけていける社会は、実は大人も過ごしやすい社会だと思います。子どもも大人も個々のありのままを尊重しながら、社会全体を心地よいものにしていくため、力を合わせていけることを願っています。

くらしのガイド 1月（1月11日から2月10日）

※2月の内容は次号と重複する場合があります

休日当番医・薬局（1月分）

1月1日（木曜日・祝日）

- ・ 当番医：高原病院、電話番号：62-3030
- ・ 当番薬局：リジョイス茅野薬局、電話番号：82-1991

1月2日（金曜日）

- ・ 当番医：高原病院、電話番号：62-3030
- ・ 当番薬局：わかば薬局、電話番号：82-4108

1月3日（土曜日）

- ・ 当番医：高原病院、電話番号：62-3030
- ・ 当番薬局：りんどう薬局、電話番号：73-9285

1月4日（日曜日）

- ・ 当番医：高原病院、電話番号：62-3030
- ・ 当番薬局：オギノSCフジモリ薬局、電話番号：71-2578

1月11日（日曜日）

- ・ 当番医：高原病院、電話番号：62-3030
- ・ 当番薬局：こぶし薬局、電話番号：71-6202

1月12日（月曜日・祝日）

- ・ 当番医：高原病院、電話番号：62-3030
- ・ 当番薬局：オギノSCフジモリ薬局、電話番号：71-2578

1月18日（日曜日）

- ・ 当番医：高原病院、電話番号：62-3030
- ・ 当番薬局：フジモリ薬局はら店、電話番号：79-5751

1月25日（日曜日）

- ・ 当番医：高原病院、電話番号：62-3030

- ・ 当番薬局：けやき薬局、電話番号：82-2864

全町対象／燃えるごみの収集

- ・ 日時：毎週月曜日 午前9時から午前11時（祝日も実施）
- ・ 場所：役場裏駐車場（第2体育館駐車場）

粗大ごみの収集

- ・ 1月26日（月曜日）：乙事・小六・高森・烏帽子・富士見高原ペンション
- ・ 2月2日（月曜日）：信濃境・池袋・田端・先達・葛窪

資源物の収集

全品目

- ・ 1月8日（木曜日）・2月5日（木曜日）：本郷・落合・境地区
- ・ 1月22日（木曜日）：富士見地区

容器包装・その他プラのみ

- ・ 1月8日（木曜日）・2月5日（木曜日）：富士見地区
- ・ 1月22日（木曜日）：本郷・落合・境地区

水道指定給水装置工事事業者 土曜日・日曜日・祝日当番店

1月1日（木曜日・祝日）

- ・ 当番店：富士見設備、電話番号：62-2421

1月2日（金曜日）

- ・ 当番店：太陽住設、電話番号：62-2093

1月3日（土曜日）

- ・ 当番店：山本管工事、電話番号：64-2649

1月4日（日曜日）

- ・ 当番店：戸井口建設、電話番号：65-3213

1月10日（土曜日）

- ・ 当番店：三善工業、電話番号：66-2078

1月11日（日曜日）

- ・ 当番店：坂本鉄工所、電話番号：62-2065

1月12日（月曜日・祝日）

- ・ 当番店：窪田設備、電話番号：62-7004

1月17日（土曜日）

- ・ 当番店：窪田鉄工設備、電話番号：62-3253

1月18日（日曜日）

- ・ 当番店：エンドウ、電話番号：62-5656

1月24日（土曜日）

- ・ 当番店：リビングクボタ、電話番号：62-5391

1月25日（日曜日）

- ・ 当番店：富士見設備、電話番号：62-2421

1月31日（土曜日）

- ・ 当番店：太陽住設、電話番号：62-2093

役場窓口業務 延長日

1月6日・13日・20日・27日、2月3日、10日（火曜日）

午後5時15分から午後7時まで

相談・説明会

法律相談で相談者が利害相反となる場合は、受付することができません。（弁護士法第25条）

結婚相談

- ・ 日時：1月13日・27日、2月10日（火曜日）午後1時から午後5時15分
- ・ 会場：結婚相談所（役場4階）

【お問い合わせ先】 電話番号：62-7853

行政相談

- ・ 日時：1月16日（金曜日）午前9時から正午
- ・ 会場：町民センター 2階

【お問い合わせ先】 行政相談委員：雨宮正一、電話番号：62-3729

心配ごと相談

- ・ 日時：1月16日（金曜日）午前10時から午後3時
- ・ 会場：町民センター

【お問い合わせ先】 社会福祉協議会、電話番号：78-8988

子育て相談

- ・ 日時：1月16日（金曜日）午前9時から午前11時30分
- ・ 会場：保健センター1階

【お問い合わせ先】 子ども課 子ども支援係、電話番号：62-9233

出張年金相談

- ・ 日時：1月7日（水曜日）、2月4日（水曜日）午前10時から午後3時
- ・ 会場：役場3階 会議室

【お問い合わせ先】 岡谷年金事務所、電話番号：23-3661

シルバー人材センター入会説明会

- ・ 日時：1月7日（水曜日）午後2時から
- ・ 会場：茅野広域シルバー人材センター

【お問い合わせ先】 電話番号：73-0224

税務無料相談（要予約）

- ・ 日時：1月14日、2月4日（水曜日）午前10時から正午

- ・ 会場：下諏訪商工会議所会館 2階

【お問い合わせ先】 税理士会事務局、電話番号：28-6666

女性のための悩み相談

- ・ 日時：一般相談電話受付（毎週火曜日から土曜日）午前8時30分から午後5時まで ※
金曜日のみ午後9時まで
- ・ 会場：県男女共同参画センター（岡谷市）

【お問い合わせ先】 電話番号：22-8822

多重債務無料相談

- ・ 日時：月曜日 午後3時から午後5時まで
- ・ 会場：諏訪在住会が指定する法律事務所

【お問い合わせ先】 長野県弁護士会諏訪在住会、電話番号：58-5628

スポーツスケジュール

【お問い合わせ先】 生涯学習課 社会体育係、電話番号：62-2400、Fax番号：62-6483

初心者スケート教室

- ・ 日時：1月6日（火曜日）、8日（木曜日）午後6時30分から
- ・ 会場：茅野市国際スケートセンター

地域スポーツクラブ事業 「清泉荘」ストレッチ

- ・ 日時：1月6日・20日・27日（火曜日）午前10時から
- ・ 会場：信濃境「清泉荘」

地域スポーツクラブ事業 いきいきストレッチの集い

- ・ 日時：1月8日・22日（木曜日）午前10時から
- ・ 会場：町民センター

地域スポーツクラブ事業 すくすくスポーツデー

- ・ 日時：1月9日（金曜日）午後7時から8時30分
- ・ 会場：町民センター

体育施設利用者会議

- ・ 日時：1月10日（土曜日）午後7時から
- ・ 会場：町民センター

第49回町民スケート大会

- ・ 日時：1月11日（日曜日）午後3時10分開会式
- ・ 会場：茅野市国際スケートセンター

硬式テニス教室 1、2、3、4

- ・ 日時：1月15日・22日・29日、2月5日（木曜日）午後7時30分から
- ・ 会場：町民センター

地域スポーツクラブ事業 サロンげんき塾

- ・ 日時：1月15日・29日（木曜日）午前10時から

- ・ 会場：町民センター

第43回南諏親善スケート大会

- ・ 日時：1月17日（土曜日）午前8時40分開会式
- ・ 会場：茅野市国際スケートセンター

フリースポーツデー

- ・ 日時：1月23日（金曜日）午後7時30分から
- ・ 会場：町民センター

スキー教室 1、2

- ・ 日時：1月30日、2月6日（金曜日）午後6時30分から
- ・ 会場：富士見高原スキー場

体育施設利用者会議

- ・ 日時：2月10日（火曜日）午後7時から
- ・ 会場：町民センター

主な行事

富士見町消防団 出初式

- ・ 日時：1月11日（日曜日）午前9時から
- ・ 会場：富士見町消防団 出初式富士見町役場前駐車場 他

富士見町 成人式

- ・ 日時：1月11日（日曜日）午後1時30分から
- ・ 会場：コミュニティ・プラザ

平成26年 富士見町重大ニュース

過去に例を見ない豪雪災害（2月14日～15日）

1週間前の50センチメートルの降雪に続き、約1メートル50センチメートルの豪雪災害が発生した。道路・鉄道の全線交通マヒが4日続いたが、停電を回避できたことは幸いだった。

災害救助法が適用され、多数の帰宅困難者に対し、長野県・町・町民ならびに町内企業が緊急支援を行った。町内で1名の犠牲者があった。

パイプハウスを中心とする農業用施設に巨額の被害（約9.2億円）が発生し、今なお復旧中のほか、除雪関連では1.4億円の臨時支出を要した。

全国消防操法大会に出場（11月8日）

長野県代表の町消防団第一分団（御射山神戸区・栗生区）がポンプ車の部で準優勝（第4位）を果たす。（4月から訓練を開始し、町・諏訪地区・長野県の各大会を優勝して全国大会出場）

富士見駅開駅110周年（12月21日）

12月21日に開駅110周年を迎えた富士見駅は、記念事業として9月28日に県内初となるブルートレイン信州を長野駅との間で往復運行した。

富士見町土地開発公社解散（3月31日）

富士見町土地開発公社は昭和57年5月1日に設立されたが、公共事業用地を先行取得する社会的役割は達成されたため、平成26年3月31日解散の運びとなる。

図書館貸出数 16年連続日本一を達成（年間）／信毎選賞を受賞する（11月）

同規模の自治体図書館における町民一人あたりの年間貸出冊数が、16年連続で日本一となる。

また文化・スポーツ活動等で社会に貢献し、将来なお活躍が期待される個人・団体に贈られる「信毎選賞」を受賞した。

長野県個人県民税の収納率が県下（町の部）で3年連続第1位となる（11月）

長野県個人県民税は、市町村が自己の市町村民税とともに収納し、県に納付している。

県民税の滞納額が16年ぶりに50億円を下回った大きな要因が、個人県民税の収納率向上にあるとして、優秀な成績を収めた市町村に対し、県知事から感謝状が贈られた。

ジビエ食肉加工施設 信州富士見高原ファームが開業（11月）

（旧）入笠会館敷地内に、信州富士見高原ファームが稼働し、これまで廃棄されていた鹿肉等が富士見ブランドで販売開始された。

長野県富士見高等学校 日本学校農業クラブ全国大会出場および「全国高校生みんなDE笑顔プロジェクト」東日本地区大会出場（10月・11月）

富士見高校農業クラブは、沖縄県で開催された日本学校農業クラブ全国大会に出場し、養蜂部は優秀賞を受賞、平板測量競技・農業鑑定競技も入賞を果たした。

また、生徒会は学校自家産の赤いルバーブを使った「真っ赤な高原カレー」を開発し、「目指せ！カレー家族 ルバーブカレーで地域を笑顔に一」を東日本地区大会で発表し、優秀賞を受賞した。

南アルプス ユネスコエコパーク認定登録（6月12日）

入笠山を含む南アルプスは長野・山梨・静岡の3県にまたがる日本を代表する山岳地帯であり、生物の多様性に富んだ自然環境を有しているとして、自然環境と文化を受け継ぐ取り組みがエコパーク認定された。

第65回長野県植樹祭「ふるさとの森づくり県民のつどい」開催（6月7日）

富士見町では初、諏訪地方では8年ぶり5回目となる長野県植樹祭は、1400人が富士見パノラマリゾートに集い開催された。

広葉樹約6000本を植樹した。

News Fujimi まちの「話題」や「イベント」をご紹介します

「中学生の税についての作文」優秀作品表彰

12月12日（金曜日）富士見町役場において「中学生の税についての作文」の表彰式が行われました。富士見中学校から作文120点が応募され、そのうち「長野県納税貯蓄組合連合会長賞」を1名、「関東信越税理士会長野県支部連合会長賞」を1名、「諏訪納税貯蓄組合連

合会長賞」を2名、「富士見町長賞」を5名、受賞されました。

受賞作文

- ・ 長野県納税貯蓄組合連合会長賞：1名
「快適なくらしの代償」 3年 大日方裕実
- ・ 関東信越税理士会長野県支部連合会長賞：1名
「税について」 3年 吉田優希
- ・ 諏訪納税貯蓄組合連合会長賞：2名
「税金の大切さ」 3年 小林宥舞
「税率引き上げのあり方」 3年 金井智靖
- ・ 富士見町長賞：5名
「私達の暮らしと税」 3年 柳澤菜月
「消費税について考える。」 3年 春山瑞季
「税金の今までとこれから」 3年 北澤百佳
「租税教室をふまえて」 3年 佐谷真冴子
「一人一人がするべきこと」 3年 矢島杏里

『快適なくらしの代償』

富士見中学校3年 大日方裕実

道路は穴だらけ・ごみがあふれる・消防や警察は有料・学校は富裕層しかいけない……。
こんなことが日常的な世界。それが税のない世界。

私は、税について悪いイメージはない。税を納めることに疑問をかんじたこともない。
というか、税について考えたことがあまりない。そんな私にも税について考えなければい
けない出来事が最近おきた。消費税の増税だ。中学生である私にとって3パーセントの増
税は正直つらい。当初は、不満だらけだった。消費税あげる前に自分達の給料を下げろと
まで思った。しかし、そんな考えもふつとぶようなことをつい最近知った。国がかかえる
借金。収入をはるかにこえる支出。あ然とした。もともと国が借金をかかえていることは
知っていたが、具体的な数字は知らなかった。こんなんでは増税にも納得だ。

国がかかえる借金について知ったのは学校で行われた租税教室だが他にも興味深いもの
があった。最初に書いた税のない世界について。DVDで税のない世界を描いたビデオを見
たのだが、6年生の時にも同じ様なものを見たことがあったので思い出しながら見ていた。
ちょうど主人公の家が火事になった場面である記憶がよみがえってきた。泣いている老人
の顔だ。でも6年生の時のビデオではない。よくよく思い出してみると何年前、家で見て
いたドキュメンタリーの一部だった。どこの国かは思い出せないが消防はお金を納めてい
る人しか使うことができず、その老人は使えなかった。そのため家は燃えつき、老人はず
っとながめていることしかできなかった。似たようなことがアニメの中でもおきている。
つまり、このアニメで行っていることは想像ではなく現実だったのだ。強いショックをう
けた。

国がかかえる借金も税金がない世界も私は国がほろびる原因になると考える。借金が増えれば破産、税がなければ治安などの悪化を招く。つまり税金を払うということは、これらの出来事を未然に防ぐ、または遅らせることができるのではないだろうか。すなわち快適な生活を送るための代償。そう思って税金を払っていきたい。

『税について』

富士見中学校 3年 吉田優希

僕は、中学3年の9月になった今でもあるサッカーのクラブチームに所属してサッカーをやっています。サッカーは、ケガが付き物なので足をすりむいたりすることはよくあります。

僕が小学5年生の時、試合中に相手と強くぶつかり足の甲を骨折しました。足の指や、肘といったよく骨折してしまうようなところではなかったので、病院に行ってから多くの検査をしたりレントゲンを撮ったりしました。治療は1度や2度では終わらず、通院するという形となりました。完治してサッカーがまた出来るようになるまでは1ヶ月半かかりました。通院も、週3回のペースでしました。週3のペースで通院していたので、小学5年生でありながらも、僕は母に「毎回、毎回治療費がかかって負担はない？」と聞きました。母は「保険に入っていて、治療にかかったお金の半分以上は返ってくるから、大丈夫だ。」と言ってくれました。その時は、保険という言葉の意味や、なぜ払ったお金の半分以上が返ってくるかも、よく分からないまま、母に「それなら、大丈夫か。」と言いました。

先日、学校の方で租税教室という税についての講座がありました。富士見町役場の財務課の二人の方に来てもらい、国民が負担する税金や、その負担の仕方など税金の制度について、詳しく、なお丁寧に説明してもらいました。そこでは、アナザーワールドという、もし日本から税金がなくなったらと仮定してつくったビデオを鑑賞しました。そのビデオの中に、スポーツをしていて大きなケガをしてしまい多額の治療費がかかり、それが原因となり家庭までもが崩壊してしまうというのがありました。

今まで、僕は税金についてあまりよいイメージを持つことがありませんでした。理由は自分が稼いだお金が、国にとられてしまうという考えがあったからです。

しかし、租税教室を通して自分のその考えは大きく変わりました。

小学5年生の時にケガをした時も、他にも何か大きな病気にあった時も自分の親が納めている税金によって助けられます。自分が体験した租税教室では、毎回、毎回納める税金のことを「会費」という言葉に置きかえていました。

今、そしてこれからは、超高齢化社会に突入して国に入る税金もとても少なくなるそうです。それに僕にはあまりよく分かりませんが、日本は色々な国に大きな大きな借金をしているそうです。もちろん「借金」借りたお金なので返さないといけません。

15歳の自分が、社会に出て社会の一員として、税金を納めるのも早ければ、もう来年のことです。

納税の義務がはたせるそんなしっかりとした大人になりたいです。

姉妹町 西伊豆だより

「さまざまガラス—形を楽しむ」展 —黄金崎クリスタルパーク—

富士見町の皆さま、新年あけましておめでとうございます。

現在、黄金崎クリスタルパークでは、ガラス造形のさまざまな「形」に焦点を当てた企画展を開催しています。

現代では、ガラスは用途を持った実用品や装飾美術品だけでなく、自由に「形」を発想し創作、ガラス造形の可能性が大きく広がり、ガラスそのものを何倍も楽しめるようになってきています。

今展では、人間や動植物、建造物などを自由にイメージした形、自然や人工物などから発想された独創的な形のほか、「形」そのものを切り口にしたユニークな造形や意外性のある表現の現代ガラス作品約30点を展示しています。また、作品の一つひとつがどのような技法を用いて制作されたのかも合わせて紹介していますので、楽しみながら現代ガラスを鑑賞いただけます。

- ・ 会期：平成27年4月7日（水曜日）まで
- ・ 開館時間：午前9時から午後5時（入館は午後4時30分まで）

【お問い合わせ先】黄金崎クリスタルパーク、電話番号：0558-55-1515

URL：<http://www.kuripa.co.jp/>

町政に関するアイデア・要望などをお寄せください。

「町長への手紙」の用紙を役場窓口とコミュニティ・プラザに置いてあります。また、富士見町ホームページからは「町民のページ」→「ようこそ町長の部屋」→「町長への手紙」からお名前、ご住所をご記入のうえ、送信してください。いただきましたご意見・ご要望は内容を拝見した後、速やかに回答させていただきます。（記入者不明の場合は、回答できない場合がありますのでご了承ください）

富士見の景観

松目新田と原の茶屋

松目新田の名取五右衛門は、心学を学んで松目の村人などに講じた。講舎は、文化7年（1810年）に京都明倫社から「時中舎」と認められた。以来、道徳心は培われ受け継がれている。

明和9年（1772年）松目新田の名取与兵衛が、甲州街道の原に出てお茶屋をはじめた。そこから原の茶屋の村は始まる。この辺りの街道は、昔はもう少し西側を通っていたが、ぬかるんで、通行に苦しんだ。そこで、松目の村人が、天明元年（1781年）に、現在の道へとうつし歩きやすくした。完成記念の大きく立派な碑「三面六臂の馬頭観音」は、今も原の茶屋村の南にある。

旅人は、茶屋のもてなしと、美しい眺めに旅のつかれを癒してもらい、次の宿場へと向か

ったのであろう。

- ・ 現在の「時中舎」
- ・ 街道の先にお茶屋があったという

選定・評価 加々見一郎氏

【お問い合わせ先】 建設課 都市計画管理係、電話番号：62-9216

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- ・ 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- ・ 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- ・ 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- ・ 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- ・ 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

「広報ふじみ」、町ホームページの「町民のページ」で有料広告を募集しています。

詳しくは、<http://www.town.fujimi.lg.jp/index3.html> の「新着情報の一覧を見る」をご覧ください。

広告媒体：広報ふじみ

- ・ 単位等：下1段（縦50ミリメートル、横175ミリメートル）
- ・ 広告料：1回 5,000円

広告媒体：町のホームページ（町民のページ）

- ・ 単位等：トップページ（縦60ピクセル、横150ピクセル）
- ・ 広告料：月額 5,000円

町の人口と世帯数

平成26年12月1日現在（前月比）

住民基本台帳人口

- ・ 男性：7,397人（+4）
- ・ 女性：7,721人（+3）
- ・ 合計：15,118人（+7）
- ・ 世帯：5,860世帯（+1）

発行日

平成 27 年 1 月 1 日

編集・発行

富士見町役場 総務課

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

Tel : 0266-62-2250 (代表)

Fax : 0266-62-4481

ホームページ

<http://www.town.fujimi.lg.jp>

E メール fujimi@town.fujimi.lg.jp

印刷

有限会社富士見印刷

休日・夜間の緊急医電話番号案内

長野県救急医療情報センター

電話番号 : 0120-890-422